

新旧対照表

浦安市文化会館の管理運営規則（昭和56年規則第86号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（使用の登録） 第5条 会館の施設及び附属設備を使用しようとするものは、あらかじめ、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。</u> 3 省 略 （使用登録の承認） 第5条の2 <u>指定管理者は、施設の使用登録を承認したときは、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</u> 3 <u>登録の有効期間は、2年とする。</u> （使用許可の申請） 第7条 条例第6条第1項の規定により会館の施設等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市文化会館使用許可申請書（別記第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、大ホール及び小ホール以外の施設等の使用許可の申請をしようとするときは、<u>予約管理システムにより、あらかじめ登録された登録番号及び暗証番号、使用する日時その他必要な事項を入力して行うものとする。</u> 2 <u>前項の使用許可申請の受付時間は、予約管理システムへの入力により申請する場合を除き、午前9時から午後8時までとする。</u>	（使用の登録） 第5条 会館の施設及び附属設備を使用しようとするものは、あらかじめ、浦安市文化会館・市民プラザ使用登録申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出し、<u>浦安市文化会館・市民プラザ使用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</u> 2 <u>登録証の有効期間は、登録の日から起算して1年とする。</u> 3 同 左 （使用許可の申請） 第7条 条例第6条第1項の規定により会館の施設等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市文化会館使用許可申請書（別記第3号様式）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、大ホール及び小ホール以外の施設等の使用許可の申請をしようとするときは、<u>文化施設予約管理システムにより、あらかじめ登録された登録番号及び暗証番号、使用する日時その他必要な事項を入力して行うものとする。</u> 2 <u>前項の使用許可申請の受付時間は、大ホール及び小ホールの場合にあっては午前9時から午後8時までとし、大ホール及び小ホール以外の施設等の場合にあっては午前8時45分から午後11時までとする。</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
3・4 省 略 (使用の許可) 第8条 指定管理者は、会館の使用を許可したときは、浦安市文化会館使用許可書（別記第5号様式、<u>以下「使用許可書」という。</u>）を申請者に交付するものとする。<u>ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用の許可にあつては、使用許可書は交付しない。</u> 2 省 略 (使用の取消し) 第9条 省 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあつては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手續に代えるものとする。</u> (使用料の還付) 第12条 省 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあつては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手續に代えるものとする。</u> <u>3 省 略</u> 附 則 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	3・4 同 左 (使用の許可) 第8条 指定管理者は、会館の使用を許可したときは、浦安市文化会館使用許可書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。 2 同 左 (使用の取消し) 第9条 同 左 (使用料の還付) 第12条 同 左 <u>2 同 左</u>